

平成29年8月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本浩昭

平成29年(ネ)第780号 損害賠償請求控訴事件 (原審・さいたま地方裁判所川越

支部平成25年(ワ)第223号)

口頭弁論終結の日 平成29年5月30日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

長 田 淳

宮 西 陽 子

増 田 悠 作

中 村 弘 毅

神 野 直 弘

東 谷 良 子

木 下 真 由 美

佐 藤 徳 典

猪 原 英 和

竹 内 和 正

月 岡 朗

上 原 伸 幸

井 上 光 昭

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

ペイデザイン株式会社

宮 田 知

柳 沢 知 樹

小 古 山 和 弘

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、32万円及びこれに対する平成23年3月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 第2項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成21年10月頃から平成23年3月頃までの間、株式会社フロンティア21（以下「フロンティア21」という。）が運営するいわゆる出会い系サイトを利用して複数人の相手方と同サイトを介したメールのやり取りを頻繁に行い、そのためのポイント購入代金等として、フロンティア21に対して1752回にわたって合計3495万8000円を支払ったが、同サイトはいずれもフロンティア21が使用するいわゆる「サクラ」が内容虚偽のメールを送信するなどして利用者を欺き、サイト内でのポイントを費消させる詐欺サイト（以下「サクラサイト」という。）であり、フロンティア21は組織的にポイント購入代金等名下に控訴人から金員を騙し取ったものであると主張し、上記ポイント購入代金等のうちコンビニエンスストア決済（以下「コンビニ決済」という。）を利用した分（合計32万円）について、同コンビニ決済のサービスを提供した業者である被控訴人に対し、被控訴人は加盟店が詐欺的商法等の違法な行為を行う者ではないかを確認し、適切な措置を講じる調査、管理義務を負うにもかかわらずこれを怠り、加盟店契約に基づきフロンティア21にコンビニ決済による決済手段を提供し続け、同社の詐欺行為に加担したなどとして、共同不法行為又は債務不履行（準委任契約に基づく善管注意義務

違反) に基づく損害賠償として32万円及びこれに対する最終支払日の後である平成23年3月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が控訴人の本件請求を棄却したので、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

なお、原審において、控訴人は、被控訴人のほか、①フロンティア21及びその代表者、フロンティア21が運営する出会い系サイトの一つを譲り受けた株式会社アクセス及びその代表者並びにポイント購入代金等の振込先となる預金口座をフロンティア21に提供した株式会社Y. K. M (以下「ワイコム」という。)と、②ポイント購入代金の決済をした電子マネー発行業者であるビットキャッシュ株式会社 (以下「ビットキャッシュ社」という。) を共同被告として、共同不法行為、会社法429条ないし債務不履行に基づく損害賠償請求をしていた。原審は、被控訴人に対する請求 (前記のとおり請求棄却) と、上記①及び②に係る各請求について口頭弁論を分離して審理し、①についてはフロンティア21とその代表者に対する各請求をいずれも認容し、株式会社アクセス及びその代表者並びにワイコムに対する各請求をいずれも棄却する判決を言い渡し (ワイコムに対する請求に係る分を除き確定)、②については請求棄却の判決を言い渡した。控訴人は、ワイコム及びビットキャッシュ社に対する各請求を棄却した上記各判決を不服としてそれぞれ控訴を提起し、ワイコムに対する請求については、東京高等裁判所が原判決を変更して一部認容の判決を言い渡し (確定)、ビットキャッシュ社に対する請求については、同裁判所が控訴人の控訴を棄却する旨の判決を言い渡した (確定)。

- 2 争いのない事実及び後掲証拠により容易に認定し得る前提事実、並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2及び3 (原判決4頁6行目から28頁8行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁8行目の「各操作」を「操作」に改め、同行目の「課せられる旨」の後に「が」を加え、9行目の「各操作をするごとに」を「各操作をする」とに改める。

(2) 同6頁5行目から19行目までを次のとおり改める。

「本件加盟店規約6条は、商品等の保証に関する規定であり、加盟店は、以下の各号に例示する商品・サービスの販売・提供を行わないこと、及び以下の各号に例示する行為を行わないことを保証し、また、被控訴人は、以下の各号につき加盟店に問題があると判断した場合はその改善を加盟店に申し入れることができ、改善の申入れをした後10日以内に改善がされない場合、被控訴人は加盟店契約を直ちに解除することができる旨を規定している。

- ・ わいせつ、売春、暴力、残虐等公序良俗に反する商品又はサービス（3号）
- ・ 偽造、虚偽又は詐欺的商品又はサービス（8号）
- ・ 社会通念上ふさわしくない商品又はサービス（9号）
- ・ その他法令に違反し又は違反する恐れのある商品又はサービス（11号）
- ・ 被控訴人が不相当であると判断した商品又はサービス（12号）」

(3) 同7頁13行目、28頁1行目から2行目、同行目及び6行目の「ビットキャッシュ株式会社」を「ビットキャッシュ社」に改める。

(4) 同8頁8行目の「本件弁論準備手続期日」を「原審の弁論準備手続期日」に改める。

(5) 同頁15行目及び9頁7行目の「債務不履行」の後に「(準委任契約に基づく善管注意義務違反)」を加える。

(6) 同8頁20行目の「原告は」を「控訴人が」に改める。

(7) 同9頁22行目の「停止させるべき注意義務」を「停止すべき注意義務」

に改める。

- (8) 同 1 1 頁 1 行目の「もしくは」から 2 行目の「までに、」までを削る。
- (9) 同頁 3 行目の「被告には」を「被控訴人は」に、6 行目の「停止させる措置」を「停止する措置」にそれぞれ改める。
- (10) 同頁 9 行目の「特定商取引法」を「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）」に、「景表法」を「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）」に、「出会い系サイト規制法」を「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）」にそれぞれ改める。
- (11) 同 1 4 頁 8 行目の「取消す」を「取り消す」に改める。
- (12) 同頁 1 0 行目の「には」を「によれば」に改める。
- (13) 同頁 1 6 行目の「具体的かつ迫真性をもって」を「具体的に、かつ迫真性をもって」に、1 9 行目の「被告は」から 2 1 行目の「できた」までを「被控訴人がフロンティア 2 1 の詐欺行為を認識していた、又は少なくとも認識することができた」に、2 2 行目から 2 3 行目の「決済履歴を確認し、その決済履歴の内容が」を「確認した決済履歴の内容を見れば」にそれぞれ改める。
- (14) 同 1 5 頁 1 1 行目の「しており」を「していたのであるから」に改める。
- (15) 同頁 2 4 行目の「平成 2 2 年 2 月 1 0 日までに」の前に「控訴人が被控訴人の決済サービスの利用を始めた」を加える。
- (16) 同 1 9 頁 1 2 行目の「きわめて」を「極めて」に改める。
- (17) 同 2 5 頁 4 行目から 5 行目の「判断することは難しいものとなっている」を「判断することが難しいものである」に改める。
- (18) 同 2 7 頁 1 9 行目の「訴え」を「本件訴え」に改める。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から4まで（原判決28頁10行目から44頁21行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決28頁25行目、36頁19行目及び44頁5行目の「上記第2」を「補正後の原判決の第2」に改める。
- 2 同29頁1行目の「804万6000円を」の後に「それぞれ」を加える。
- 3 同30頁5行目の「調査している」を「調査していた」に改める。
- 4 同頁9行目から10行目の「決済サービス」を「コンビニ決済サービス」に改める。
- 5 同頁24行目から25行目の「消費生活センターから、」を「消費生活センター一等から、」に改め、その後に「フロンティア21が運営する」を加える。
- 6 同頁26行目の「対応した」の後に「(なお、これら以外にも消費生活センターからの連絡が1件あったが、これは利用者側の都合により取り下げられて終了した。)」を加える。
- 7 同31頁7行目の「同センター」を「上記消費生活センター」に改め、9行目の「その後、」を削り、10行目の「協力してくれたら」を「協力してくれたらしたら」に、13行目の「やめようとする」と「やめようとしたところ」に、14行目の「言われ」を「言われたため」にそれぞれ改める。
- 8 同34頁10行目及び12行目の「である」を「であった」に改める。
- 9 同35頁17行目の「メールしたり」を「メールする」に改める。
- 10 同36頁7行目、37頁10行目、22行目、38頁18行目、40頁20行目、24行目、41頁4行目、42頁9行目、18行目及び43頁8行目の「第3の」を削る。
- 11 同36頁23行目の「債務不履行」の後に「(準委任契約に基づく善管注意義務違反)」を加える。
- 12 同頁25行目の「原告は、」の後に「何人も、詐欺行為に加担してはならない

という一般的な注意義務を社会通念上当然に負うことを前提に、」を加え、同行目の「被告が」を「被控訴人は」に改める。

13 同37頁2行目の「しかし、」の後に「そもそも、控訴人が主張するような何人もが負うという一般的な注意義務から具体的な場面における注意義務（特に作為義務）の具体的内容を導き出すことはできないのであって、それを根拠にして、被控訴人のような決済サービスの提供者がより高度な注意義務を負うということもできないものというべきである。そして、」を加える。

14 同頁14行目の「注意義務を」の後に「利用者に対して」を加える。

15 同38頁12行目、40頁17行目及び43頁19行目の「容易に」を削る。

16 同38頁17行目の「ア」の後に「まず、」を加え、18行目の「検討すると、」を「検討する。」に改め、その後で改行する。

17 同頁24行目から25行目の「知りながら」から39頁5行目末尾までを「知り、又は知り得たことを認めるに足りる証拠はない。」に改める。

18 同頁16行目から17行目の「認識することも困難である」を「認識することができたとはいえない」に改める。

19 同頁20行目の「主張するが、」の後に「被控訴人においてそのような検索をしなければならぬと解すべき根拠はない。この点を措くとしても、」を加える。

20 同40頁7行目の「認められ」から10行目の「しかし」までを「認められるが、被控訴人が、それに先立つ平成20年2月の時点で、出会い系サイトの中に詐欺行為が疑われるいわゆる「サクラサイト」が存在することを認識していたことを認めるに足りる証拠はない。そして、仮に」に改める。

21 同頁21行目の「消費生活センター」を「消費生活センター等」に改める。

22 同41頁2行目冒頭から3行目末尾までを「上記の問合せの件数は、それが問い合わせた人の数を示すものであり、同一人物が複数回決済していると解されることを考慮しても、上記決済件数と比べれば少数であるし、上記の決済金額も、上記取扱金額と比較すれば極めて少額である。」に改める。

23 同頁5行目から6行目の「返金はなされなかったが」を「返金がされたことを認めるに足りる証拠はないが」に改める。

24 同頁15行目から42頁24行目までを次のとおり改める。

「前記1(5)によれば、上記4件の問合せのうち、平成21年2月の件と同年8月の件は、いずれも、利用者がメールの相手方から資金援助の申出を受け、あるいはメールの相手方と会う約束をしたにもかかわらず、実際には金銭を得られず、会うこともできなかったというものである上、サイトから、現金還元チケットを5枚集めれば返金する、あるいは金銭を支払えば無料でメールのやり取りができるといったメールが届いたため、利用者において更にサイトに金銭を支払ったというもので、同年8月の件については利用者がやり取りしたメールも引用されていたというのである。これは、利用者と相手方との間のメールのやり取りにとどまらず、サイト自身も利用者に働きかけて金銭を支払わせていたということであるから、上記各問合せにおける利用者の申告内容が真実であるとするれば、本件3サイトのうち「ピュアラブ」及び「セレブリティ」については「サクラサイト」であった可能性が高いというべきである。そして、前記1(8)のとおり、国民生活センターが平成20年6月5日に公表した記者説明会資料では、「サクラサイト」が存在することが指摘されており、証拠（甲口673、乙16）によれば、被控訴人は遅くとも平成21年9月までにはこの情報に接していた可能性が高いといえる。

しかし、前記認定のとおり、上記の問合せの件数は全体の決済件数と比べれば少数であるし、上記問合せに係る決済金額も全体の取扱金額と比較すれば極めて少額であることなどからすると、コンビニ決済のシステムを提供する業者に過ぎない被控訴人において、平成21年2月及び同年8月に上記各問合せを受けたことを契機として、申告内容の真偽等を含め、本件3サイトについて各種調査を行うべきであったとまではいえない。したがって、その時点で被控訴人がフロンティア21の詐欺行為を知り得たということとはでき

ないものというべきである（なお、「ピュアラブ」及び「セレブリティ」が「サクラサイト」であった可能性が高いと認定することと、被控訴人がフロンティア21の詐欺行為を知り得たとはいえないと判断することが何ら矛盾するものではない。）」

25 同43頁12行目の「認められるところ、」の後に「このことは、被控訴人が同時点で加盟店契約を強制解除すべき義務を負っており履行したということを示すものではないし、この点を措くとしても、」を加える。

26 同43頁25行目の「なお」から44頁10行目の末尾までを「なお、控訴人は、被控訴人は故意又は過失によってフロンティア21の詐欺行為を幫助したとも主張するが、被控訴人が本件3サイトにおける詐欺行為を知り、又は知り得たということができないことは上記のとおりであって、被控訴人に故意又は過失があったということはできないから、控訴人の上記主張は理由がない。」に改める。

27 同頁15行目の「しかし」から21行目末尾までを「しかし、控訴人の被控訴人に対する本件請求は、フロンティア21の本件3サイトにおける詐欺行為を理由とするものであって、本件3サイト以外のサイトに関する上記各文書については関連性が薄いものというべきであるから、上記各文書について証拠調べの必要性がないとして、上記文書提出命令の申立てを却下した原審の判断は是認できる。」に改める。

第4 結論

以上によれば、控訴人の本件請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

阿部 潤

裁判官

日下部 克通

裁判官品田幸男は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

阿部 潤

これは正本である。

平成29年8月31日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 松本浩

